

公示番号：170432

国名：ヨルダン

担当部署：ヨルダン事務所

案件名：シリア難民女性生計向上支援（難民支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：難民支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2019年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 10.00M、合計 11.00M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 75日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 105日、国内整理 3日
 - ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 120日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月1日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計 100点)

| | |
|----------|------------------------|
| 類似業務 | 生計向上支援、起業家支援などにかかる各種業務 |
| 対象国／類似地域 | ヨルダン／全世界 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ヨルダンは、その地政学的要因から、世界最大の「難民ホスト国」と呼ばれるほど、多数の難民を抱えており、同国内には、それ以前から既に 200 万人を超えるパレスチナ難民が存在するうえ、他にもシリア、イラクなど周辺諸国の難民も居住している。特に、隣国シリアの内戦により、2011 年以來はシリア難民が大量流入しており、その数は 65 万人を超えている。

ヨルダン政府は、国際社会からの支援を受けつつ、難民受け入れに寛容な態度をとってきたが、シリア危機の長期化により、こうした援助も停滞状況になり、難民受け入れにかかる負担がヨルダンの社会・経済を圧迫するまでになっている。これを受けて、これまでフードクーポンや支援物資に依存してきたシリア難民の経済的自立を促す目的から、ここ数年は、シリア難民の就労を認める政策を打ち出すなどの動きが出てきている。

特に、就労については、ヨルダンは、もともと高い失業率に悩まされており、雇用をめぐるヨルダン国民との軋轢が懸念される中、シリア難民の就労にかかる法整備、ヨルダン政府やドナーの雇用促進や職業訓練などの支援は整いつつあるも、実際にはシリア難民に対する雇用機会は未だ非常に限定的である。さらには、内戦の収束が不透明であることから、難民の自立に向けた支援は大きな課題となっている。

JICA は当地において、2009 年より「パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト」を実施中で、当該プロジェクトでの経験・教訓を大いに活用するとともに、本案件とうまく連携させていくことが期待される。

なお、プロジェクトタイトルは「シリア難民女性生計向上支援」であるが、当該業務においては、ジェンダー配慮には重点を置くものの、調査や技術支援に関し、女性のみの特化するものではない。

7. 業務の内容

- ① 本業務従事者は、ヨルダンおよびレバノン在住のシリア難民に関連する社会・経済状況を調査・分析したうえで、当該難民に対する生計向上のための能力強化を図る「生計向上パッケージ」（以下「パッケージ」）案を作成する。
② パッケージ案の作成にあたり、技術的インプットを行う「生計向上技術委員会」

(以下「委員会」)を設立する。

※同委員会については、本案件のために設立するものであり、その運営は本専門家が中心となっていくことが期待される。

※本案件においては、難民支援であることから、先方政府のカウンターパートは不在であり、その代わりに起業家支援および地域振興を得意とする、ヨルダン王室系のヌール・フセイン財団(NHF)のCommunity Development Program(CDP)をカウンターパート(以下「C/P」)機関とすることを想定している。ただし、業務開始後に状況が変わる可能性あり

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2017年9月上旬)

- ① 既存の他ドナー報告書、調査報告書、学術論文等を参照し、シリア難民の現状と課題を把握する。
- ② JICAヨルダン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)およびワークプラン(英文)、を作成し、JICAヨルダン事務所による確認ののち、同事務所に提出する。

(2) 第1次現地業務期間(2017年9月中旬~2017年11月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAヨルダン事務所、C/P機関との打ち合わせを行う。
- ② ワークプランを「Basic Needs Livelihood Working Group」(関連ドナーで構成)で発表する。
- ③ シリア難民生計向上に関連する社会・経済状況にかかる調査(以下の通り)をヨルダン(難民キャンプ2か所(ザアタリ、アズラック)、ホストコミュニティ(マフラック市など)で行う。

※契約変更によって、レバノン(ベイルート市内のホストコミュニティ)での現地調査を実施する可能性がある。

なお、当該調査に関しては、補助員としてJICAヨルダン事務所の契約による現地コンサルタント1名を配置する予定。

ア) シリア難民世帯の社会・経済状況(家族形態、各家族員の就労状況、家計/収入、シリア内戦前の世帯状況、現在所属するコミュニティとのかかわり方、今後の展望(居住地など)、直面する課題など)※可能な限り、男女別のデータ、男女別の聴き取りを実施する。

イ) ドナーによる類似プロジェクトの経験を調査・分析する。

(パレスチナ難民支援も含む。必要に応じて関連ドナー会議への出席)

ウ) シリア難民の就労にかかる情報を収集する。

(法的枠組み、業種、就労者数、就労先(業種、会社)、給与・待遇など)

エ) 収入創出活動に関する市場状況を調査する。

(有望分野の割り出し、そのバリューチェーン分析、金融機関・ビジネス・インキュベーター機関、研究開発機関など関連機関の洗い出しなど)

オ) 起業案を形成する。

(上記エ)の調査結果に基づいて、ポテンシャルが高い製品・サービスにかかる、ターゲット、販売戦略などを含む起業モデルを形成する)

カ) 収入創出活動に関連する各種法規にかかる情報を収集する。

(ライセンス制度、各種許認可、商品規格、税制など)
キ) 委員会メンバー候補の洗い出しを行う。

(政府関連機関、商工会議所、地方自治体、ビジネス・インキュベーター、国際機関/NGO、民間企業など)

④ 現地業務完了に際し、JICA ヨルダン事務所および C/P 機関に報告する。

(3) 第1次国内整理期間 (2017年12月上旬)

第1次派遣の調査結果を取りまとめ、分析したうえで、現地業務結果報告書(和文・英文)作成し、JICA ヨルダン事務所に提出する。

(4) 第2次国内準備期間 (2018年1月上旬)

第2次派遣業務計画書(和文)、ワークプラン(英文)を作成し、JICA ヨルダン事務所に確認ののち、同事務所に提出する。

(5) 第2次現地派遣期間 (2018年1月中旬~4月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所と C/P 機関との打ち合わせを行う。
- ② 調査結果を、「Basic Needs Livelihood Working Group」(生計向上分野においてシリア難民を支援するドナーで構成される既存の組織)で発表する。
- ③ 調査結果を基に、委員会メンバー候補者とコンタクトを取りつつ、委員会の設立準備を行う。
- ④ 委員会を立ち上げる(第1回総会の実施)。
- ⑤ C/P との協働で、委員会の意見を反映させつつ、パッケージの原型を作成する。想定されるパッケージ案は以下のとおり(調査結果によって構成・内容は変更になる可能性は大いにあり)。

ア) 収入創出スキル

- ・起業スキル(ビジネス計画、マーケティング、資金調達、帳簿管理/経理、コスト・収支計算、品質管理/5S、法務/税務など)
- ・ライフスキル(交渉能力、コミュニケーション、リーダーシップなど)

イ) 就業支援

- ・労働倫理
- ・ビジネスマナー
- ・ビジネススキル(文書作成力、コンプライアンス、論理的思考、課題解決、マーケティング、時間管理、財務会計、交渉、語学等)

ウ) ジェンダー(行動変容)

- ・ジェンダー啓発研修(女性が働きやすい環境整備に向けて両性の行動変容を促す。男性が受け入れやすいコンテンツ。宗教との整合性を重視)
- ・家計管理研修(夫婦そろって参加させる)

- ⑥ 上記⑤で作成したパッケージ案を委員会に諮り、第1ドラフトの承認を得る。必要に応じて修正を行う。
- ⑦ パレスチナ難民(現行の JICA 案件との連携による)およびザアタリキャンプ内のシリア難民などに対して、パイロット的にパッケージ案を利用した研修を実施し、参加者の意見をヒアリングする。※パイロット研修の対象者、

その人数などの詳細については、業務開始後に決定する。

⑧ 現地業務完了に際し、JICA ヨルダン事務所および C/P 機関に報告する。

(6) 第 2 次国内整理期間 (2018 年 5 月上旬)

第 2 次派遣の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA ヨルダン事務所に提出する。

(7) 第 3 次国内準備期間 (2018 年 9 月上旬)

第 3 次派遣業務計画書 (和文) およびワークプラン (英文) を作成、JICA ヨルダン事務所による確認ののち、同事務所に提出する。

(8) 第 3 次現地派遣期間 (2018 年 9 月下旬～2019 年 1 月下旬)

① 現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所と C/P 機関との打ち合わせを行う。

② 第 2 次現地派遣の⑦で実施した研修のインパクトに関し、研修参加者および対象プロジェクトの関係者 (実施機関、専門家など) からの聴き取りなどを通して確認し、その結果を分析し、パッケージ案を修正のうえ、第 2 ドラフトを作成する。

③ パッケージ案第 2 ドラフトを委員会に諮り、最終化を行う。必要に応じて再度修正を行う。

④ 関連政府機関、関連ドナーなどを対象に、パッケージ最終案を共有するためのワークショップを開催する。現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

(9) 第 3 次国内整理期間 (2019 年 2 月上旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA ヨルダン事務所に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、パッケージ案および専門家業務完了報告書 (第 1 派遣時の調査結果を含む) とする。

(1) 業務計画書 (和文) (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 1 部 (JICA ヨルダン事務所 1 部) およびその電子データ

(2) 業務ワークプラン (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 2 部 (JICA ヨルダン事務所 1 部、C/P 機関 1 部) およびその電子データ

(3) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 2 部 (JICA ヨルダン事務所 1 部、C/P 機関へ 1 部)

和文 1 部 (JICA ヨルダン事務所 1 部) および各報告書の電子データ

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第3次現地業務結果報告書（英文）には、「シリア難民生計向上支援にかかる今後の活動にかかる提言」を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

（4）専門家業務完了報告書（和文1部）

シリア難民生計向上支援にかかる今後の活動にかかる提言」を盛り込む。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA ヨルダン事務所に提出する。

C/P と協働して作成したパッケージ案については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ/アブダビ⇒アンマン⇒ドバイ/ドーハ/アブダビ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、可能な限り、ラマダン期間やイードを外すことを推奨します。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地コンサルタント（現地調査支援、パッケージ作成支援など）

あり（JICA ヨルダン事務所で契約）

カ) 業務補助要員

あり

キ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

ク) 執務スペースの提供

あり (C/P機関であるNHFが執務スペースを用意する可能性あり)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当JICAヨルダン事務所の本案件担当より配布することとし、以下のメールアドレスで受け付けます

配布資料：・ヨルダン・レバノンにおけるシリア難民にかかる概要

・ヨルダン・レバノンにおける生計・就労関連案件資料(他ドナー)など

連絡先：首藤めぐみ (Shuto.Megumi@jica.go.jp)

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 社会・経済調査能力が求められます。また、難民およびジェンダーなど社会的弱者支援にかかる知識を有することが望ましいです。
- ③ 活動状況によっては、臨時会計役の委嘱を行う可能性があります。
- ④ シリア難民キャンプ(ザアタリ、アズラック)への立ち入りについては、その機会ごとにヨルダン内務省シリア難民局への許可申請(約10日間必要)が必要です。当申請手続きはJICAヨルダン事務所が行いますので、調査計画を早めにお知らせください。
- ⑤ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑥ ヨルダンでの1か月を超える滞在においては、JICAヨルダン事務所にて滞在許可証の申請を行います。
- ⑦ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上